

鏡野町新卒者等ふるさと就職奨励金交付制度のお知らせ

●新卒者等ふるさと就職奨励金交付事業とは

中学・高校・高専・大学等の新規学卒者、U I J ターン者の就職に伴う、若者の定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。町内・通勤可能な町外（※１）で就職（※２）し、就職後6か月勤務を継続し、引き続き鏡野町に定住する者に対して、10万円の奨励金を交付する制度です。

（※１）通勤可能な町外の範囲が「**町内の自宅から実際の勤務場所まで通勤していることを証明できる範囲**」に変更になっています。詳細については、まちづくり課担当者までお問い合わせください。

（※２）就職とは以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ①法人・個人事業所に就職すること
- ②農林水産業に従事すること
- ③自営業を開始、または家業を継承するために従事すること

●交付対象者

1. 新規学卒等就職者（30歳未満）…卒業または退学から1年以内に鏡野町に住所を有し、就職した者
2. U I J ターン就職者（40歳未満）…鏡野町に転入した日、または就職した日のどちらか早い日から1年以内の者

★1、2の対象者で、下記のすべての条件を満たす者（詳細条件有）

- ①永住、または3年以上居住する意思を持ち住民登録をして、なおかつ生活の本拠を町内に置く者
- ②公務員または独立行政法人の職員・役員でない者
- ③町税等の滞納がない者で、過去に奨励金の交付を受けていない者

★平成28年3月以降の就職者に限る。

●上記の要件以外にも別途詳細条件がありますので、必ず鏡野町ホームページ（トップ→行政情報→各課の仕事→まちづくり課）をご確認ください。

●申請方法

就職した日から6か月を経過した日以後に、必要な書類（交付申請書・定住誓約書・就業証明書・学校を卒業又は退学したことを証明する書類・保険証の写し・その他必要書類等）を提出してください。

★平成28年度に対象となった方は、平成29年度末（平成30年3月）が申請期限となります。それ以降は奨励金の交付ができませんので、対象者はお早めに申請をしてください。

問い合わせ・申請書類の請求

鏡野町役場まちづくり課（直通電話：0868-54-2982）

「高校生等通学助成金支給制度」をご活用ください!!

●高校生等通学助成金支給制度とは

高校生等の遠距離通学に要する経費の一部を助成することで、保護者等の経済的負担の軽減や、青少年の人材の育成及び魅力ある地域づくりの推進を図るため助成事業を行なっております。

●支給対象は、以下のすべての要件を満たす者に限ります。

- ・鏡野町に住所を有する（住民基本台帳に記載のある）20歳までの者。
- ・交通手段を問わず、本町内の住所地から高等学校等に通学する者、またはやむを得ず本町内の住所地を離れて高等学校等に通学する者。（第3学年在学者まで）
- ・町内の住所地から高等学校等までの距離が15km以上の者。

※高等学校等とは…学校教育法第1条に規定する高等学校・高等専門学校・特別支援学校の高等部、及び同法第125条の2に規定する専修学校の高等課程をいう。

●助成金支給額

住所地から高等学校等までの距離が

- ・15km以上30km未満…1ヵ月 3,000円
- ・30km以上……………1ヵ月 5,000円

※通学の距離は、公共交通機関を利用した場合の距離で計算いたします。

※年間助成額（12ヵ月分）を一括でお支払いします。

※中途退学等、変更事項があった場合、必ずその旨を町長へ届け出て下さい。過受給となる場合は月割計算により返還が生じる場合があります。

●お問い合わせ、申請様式の請求

まちづくり課（直通電話：0868-54-2982）

または、各振興センターにお問い合わせください。

空き家募集

鏡野町では、町内への定住を促進するため、空き家の情報提供を行っています。

現在、町内外より空き家の購入や賃借を希望する問い合わせが増加していますが空き家の情報が少なく、十分な対応ができていない状態が続いています。

◎募集する空き家は、町内にある「居住のために建てられた建物及びその敷地」で、現に居住していない物件です。

*空き家は所有しているが、その活用方法についてお悩みの方、一度ご相談ください。

鏡野町では、（一社）岡山県宅地建物取引業協会及び（一社）岡山県不動産協会等で行うサフセンター運営協議会と連絡を取りながら、賃貸、売買に向けて情報提供を行います。

平成28年度空き家登録申請件数は10件です。

＜ご注意＞町が売買賃貸の仲介を行うわけではありません。

お問い合わせ先

鏡野町まちづくり課 電話(0868)54-2982

